

「顧問先情報」機能アップ版 概要(Ver.3.0)

「顧問先情報 Ver.3.0」での対応内容についてご案内します。

1. データの利用について

データ移行対象バージョン・・・Ver.2.0以降

上記のバージョンからデータ移行が可能です。

旧バージョンプログラム及びデータとの共存はできません。

セットアップCD-ROMには、官公庁データ（官公庁データ（2006年05月末現在）およびEPSON アクセス権設定ツールが収録されます。

概要のバージョンの表記について

「Ver.3.0」のように小数点以下2桁目は省略して記載しています。正確なバージョンはシステム起動後の[ヘルプ]-[バージョン情報]で確認できます。

2. 会社法に関する対応内容

会社法に伴い、システムに関する対応内容は以下のとおりです。

顧問先プロフィール入力

「人事情報」：「役職」欄の選択肢に、「会計参与」を追加します。（任期の初期値：2年）

「営業成績」：「基本情報2」で入力される事業年度末日が「H18.05.01」以降の時
入力項目のヘッダ「役員報酬」を「役員報酬・賞与」と表示します。
入力項目のヘッダ「資本合計」を「純資産合計」と表示します。

顧問先一括メンテナンス

「営業成績」：ヘッダの変更

「役員報酬」を「役員報酬・賞与」と表示します。

「資本合計」を「純資産合計」と表示します。

顧問先カルテ

「営業成績」：「基本情報2」で入力される事業年度末日が「H18.05.01」以降の時

「うち役員報酬」を「うち役員報酬・賞与」と出力します。

「資本合計」を「純資産合計」と出力します。

3. 機能アップに関する変更内容

システムの機能アップ内容は次のとおりです。

提出アラーム

(1) 所得税申告アラーム

出力条件画面に「所得税申告を出力する」のチェックボックスを追加します。オンの場合、提出月が2月、3月のとき、種別が「個人」の顧問先を所得税申告アラームとして出力します。

(2) 中間申告出力有無の設定追加

出力条件画面に「中間申告を出力する」のチェックボックスを追加します。オフの場合、法人税申告アラームと消費税申告アラームの中間申告は出力しません。（現行バージョンは出力固定）

(3) アラームごとの改ページ有無の設定追加

出力条件画面に「アラームごとに改ページする」のチェックボックスを追加します。オンの場合、アラームごとに改ページして出力します。

顧問先プロフィール入力

(1) 一覧画面の機能の追加・・・<検索><ファイル出力>ボタンの追加。

(2) 「人事情報」画面の「役職」欄に「監査」の任期の初期値を4年に変更（現行：2年）。

(3) 「契約内容・交際チェックリスト」画面に「関与先名簿備考」の入力欄（全角12文字分）を新規に追加。
入力した内容は、関与先名簿の備考欄（備考欄のない関東信越国税局管内用、大阪国税局管内用、名古屋国税局管内用は除く）に出力されます。

(4) 官公庁データの選択フィールドに、コードも出力（「名称（コード）」で表示）するよう対応しました。

顧問先一括メンテナンス：<印刷>ボタンの追加

顧問先データの一括取込機能の新規追加（ネットワーク版のみ）

共通会社基本情報に登録されている会社（選択可能）の一括取込に対応します。顧問先情報の新規導入時における顧問先登録作業の短縮を図ることができます。

顧問先カルテ

- 基本情報 : 「読み」「E-mail アドレス」「法人・個人」「宛名出力方法」「敬称」を追加出力。
事業年度欄に「期数」「事業年度開始」「事業年度終了」「月締日」を追加出力。
- 支店・事業所 : 1明細2行出力にレイアウト変更/所在地の最大出力文字数を全角15文字 16文字に変更
「郵便番号」「電話番号」「FAX番号」を追加出力。
- 消費税実績 : 消費税実績の出力対応(金額は千円単位)ファイル出力にも対応。
- 税務処理 : 「備考」を「適用期間」に変更し、それぞれの「適用開始日」「適用終了日」を出力。
- 契約内容 : 「関与先名簿備考」を新規に追加出力。

顧問先リスト

- 検索条件 : 「本店郵便番号」「本店住所」「電話番号」「郵送先郵便番号」「郵送先住所」
「契:関与開始年月日」「契:関与終了年月日」を追加。
- 出力帳票 : 「決算期」を追加。
- 宛名ラベル : [顧問先][宛名ラベル]で設定した「顧問先コードを印刷する」「返信用を印刷する」(および「肩書きを印刷する」)の出力有無の設定が反映されるように対応。

顧問先住所録

- 出力条件 : 出力条件画面に「法人/個人別」のラジオボタンを追加。
出力条件として「すべて」「法人のみ」「個人のみ」が選択できます。
- 出力帳票 : 「肩書き」「E-mail アドレス」を追加。

宛名ラベル

- 出力条件 : 出力条件画面に「肩書きを印刷する」のチェックボックスを追加。
- 関与先名簿 (以下の内容は、大阪国税局管内除く)**
- 出力条件 : 出力条件画面に「法人と個人で改ページする」のチェックボックスを追加。
- 出力帳票 : 印刷プレビュー画面に並び順(顧問先コード、顧問先名等)の選択ドロップダウンを追加。
- 備考欄印刷 : 今回追加した「関与先名簿備考」内容を出力。(大阪国税局管内の他、関東信越国税局管内用、名古屋国税局管内用も除く)
- フォーム変更 : 名古屋国税局管内用の関与先名簿(税理士等関与納税者名簿)のフォーム変更に対応。
「備考」欄削除、注意書きの変更、2ページの出力行数を25 30行に変更、関与納税者の管轄署別件数欄の出力件数を8 10件に変更。

職員一覧/職員住所録

- 出力帳票 : 「E-mailアドレス」を追加。

職員名簿

- フォーム変更 : 名古屋国税局管内用の関与先名簿(税理士等関与納税者名簿)のフォーム変更に対応。
注意書きの変更、2ページの出力行数を25 15行に変更。

官公庁データの取込と保存機能の新規追加

官公庁データ(税務署、都道府県税事務所、市町村役場)の取込(「官公庁データ取込」)および保存。

(「官公庁データ保存」)に対応します。

セットアップCD-ROMに収録されている最新官公庁データを「官公庁データ取込」機能で取り込むことで、既存のお客様の官公庁データも更新することが出来ます。

注意: 既存のお客様が最新官公庁データを取り込んだ場合、任意で追加した官公庁や、市町村合併で吸収された官公庁のデータは削除(取り込んだ情報に上書き)されます。それら官公庁を設定している顧問先は「**官公庁データ取込結果**」(新規追加機能)を確認しながら、関連付けを再設定する必要があります。

「ドキュメントストレージ過年度帳票電子保存システム」への帳票出力対応

「ドキュメントストレージ 過年度帳表電子保存システム」がセットアップされている場合、各帳表の印刷画面に<ファイリング>ボタンを追加し、帳表をイメージデータのファイルにして、「ドキュメントストレージ」に登録できるように対応しました。

バージョン情報画面へのデータ領域のパスの表示(スタンドアロン版のみ)

[ヘルプ][バージョン情報]の画面に、データ領域のパスを表示するように対応しました。

4. データの互換性

スタンドアロン版とネットワーク版データの双互換はありません。

ただし、ネットワーク版の「新しいデータへの変換」機能を使用してスタンドアロン版データをネットワーク版へ移行することは可能です。(このとき、データ変換を行うクライアントPCにスタンドアロン版の顧問先情報プログラム、およびデータが登録されている必要があります)

5. 通信機能(ザウルスへの送信)の廃止

市場のニーズ、および動作保証としているザウルス機種種の旧式化等の理由により、本バージョンよりザウルスへの通信機能は廃止(「通信」メニューの削除)します。

5.動作環境

使用環境	スタンドアロン	ネットワーク版	
		クライアント	サーバ
OS	Windows®XP/2000 (*1)	Windows®2000Server Windows®Server2003 (*1)	
メモリ	64MB 以上 (128MB 以上推奨) XP/2000 の場合 128MB (256MB 以上推奨)	256MB 以上	
CPU	お使いのOS が推奨する環境以上 (Pentium® 500MHz 以上推奨)		
ディスプレイ	解像度:1024×768 ドット(小さいフォント)以上 Windows® XP の場合は標準フォント 表示色:high Color(16Bit)以上		
HDD	30MB 以上	20MB 以上	10MB 以上
データ容量	データにより異なるが 10MB 以上必要	-----	データにより異なるが 10MB 以上必要
最大用紙サイズ	A4		
プリンタ	レーザープリンタ (ポストスクリプト対応プリンタ除く) (*2)		

(*1) : Windows® Server 2003は、サーバ用として使用する場合のみ動作保証します。クライアント、スタンドアロン版用として使用することはできません。また、クライアントはWindows®XP/2000Professionalをご使用下さい。Windows 98、Windows Me、Windows NT 4.0は、Microsoftのサポートが終了しています。したがって、クライアント、スタンドアロン版用として使用する場合、OSに起因する不正動作等のうちアプリケーションで回避できない問題については、サポートできません。

今回のVer.3.0から、Windows 95にセットアップして使用することはできません。

(*2) : カラープリンタは EPSON 製が対象です。

6.プロダクトIDについて

プログラムのセットアップ(インストール)時にプロダクトIDを入力する必要があります。プロダクトIDは製品固有の24桁の数字で、同一のプロダクトIDは存在しません。1つの製品を複数のコンピュータにセットアップされた場合、2台目以降では、別のプロダクトIDを入力されるまでプログラムの起動ができなくなります。

プロダクトIDが記載されたラベルは、CD-ROMのケース(ライセンス商品の場合はライセンス使用許諾証またはプロダクトIDのご案内ハガキ)に貼られます。

詳細は改版商品に同梱のご案内(手順書)をご参照ください。

ライセンス商品のご案内

「応援シリーズ」で、同一プログラム(スタンドアロン版)を複数本使用される場合、2本目以降のライセンス商品(及び年間プログラム保守契約)を割安価格でご用意しています。

ライセンス商品はこんなときに最適です。

企業又は会計事務所内において、複数台のパソコンで使用する場合

本社以外の出先拠点(支社、営業所等)において使用する場合

会計事務所において、在宅処理や外出先処理(モバイル用途)等の所外で使用する場合

学校等の教育用途として使用する場合

【著作権・使用許諾契約について】プログラムを使用するには、著作権法及び使用権許諾契約により、1台のコンピュータにつき1ライセンスの使用許諾が必要です。